

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童手当又は特例給付の支給に関する事務、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいくことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県富津市長

公表日

令和5年7月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の支給に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・児童手当法に基づく受給資格者の管理・支給額の決定及び支払・認定請求の処理・現況届の処理・その他の届出等・保育料、給食費等の徴収
③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳ファイル、児童台帳ファイル、支給台帳ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表第一 56の項)、第3項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <small><選択肢></small> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(74の項、75の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第40条第1号、第2号、第3号、第40条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部こども家庭課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課行政係 千葉県富津市下飯野2443番地 TEL0439-80-1209
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部こども家庭課子育て支援係 千葉県富津市下飯野2443番地 TEL0439-80-1256

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	-------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査			
実施の有無		[○] 自己点検	[] 内部監査
			[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-②所属長	課長 白石 久雄	課長 木村 美文	事後	
平成30年6月29日	I-5-②所属長	課長 木村 美文	課長	事後	
令和1年5月17日	IVリスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正
令和3年4月1日	1-7請求先	健康福祉部子育て支援課子ども家庭係	健康福祉部子育て支援課子育て支援係	事後	組織改編に伴う修正
令和3年4月1日	1-8連絡先	健康福祉部子育て支援課子ども家庭係	健康福祉部子育て支援課子育て支援係	事後	組織改編に伴う修正
令和3年7月1日	I-1-①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務	児童手当又は特例給付の支給に関する事務、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の支給に関する事務	事前	当該給付金制度の創設に伴う修正
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(74の項、75の項)	番号法第19条第8号 別表第二(74の項、75の項)	事前	番号法の改正に伴う修正
令和4年4月1日	1-7請求先	健康福祉部子育て支援課子育て支援係 千葉県富津市下飯野2443番地 TEL0439-80-1256	総務部総務課行政係 千葉県富津市下飯野2443番地 TEL0439-80-1209	事後	記載誤りによる修正
令和5年4月1日	I-5評価実施機関における担当部署	健康福祉部子育て支援課	健康福祉部こども家庭課	事後	組織改編に伴う修正
令和5年4月1日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部子育て支援課子育て支援係	健康福祉部こども家庭課子育て支援係	事後	組織改編に伴う修正
令和5年6月26日	I-1-③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、申請管理システム	事前	ぴったりサービス開始に伴う修正